

千葉市中小企業者事業継続給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者に対し、事業継続や感染症予防対策、ひいては新たな生活様式への対応を支援するための千葉市中小企業者事業継続給付金(以下「給付金」という。)の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等をいう。
- (2) 事業収入 寄附金、補助金、助成金及び金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除いた売上金額(ただし、個人事業主にあつては、売上を給与所得又は雑所得として処理している場合を含む。)をいう。
- (3) 開業 法人等の設立又は開業をいう。
- (4) 事業承継等 事業承継又は個人事業主からの法人化等をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 千葉市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- (2) 給付金の受給後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が前年同月に比べ20%以上50%未満減少していると認められる者
 - イ 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した者である場合において、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間での任意の一月の事業収入が、開業した日の属する月から令和元年12月までの月平均事業収入(開業した日の属する月も、操業日数に関わらず、一月と見なす。)に比べ20%以上50%未満減少していると認められる者
 - ウ 令和2年1月から同年3月までの間に開業した者である場合(平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した者のうち、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月の間に事業収入を得ている場合を含む。)において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4月以降の任意の一月の事業収入が、開業した日の属する月から3月までの月平均事業収入(開業した日の属する月も、操業日数に関わらず、一月と見なす。)に比べ20%以上50%未満減少していると認められる者
 - エ 平成31年1月から令和元年12月までの間に事業承継等をした者である場合において、令和2年1月以降の任意の一月の事業収入が、事業承継等があった日の属する月から令和元年12月までの月平均事業収入(事業承継等があった日の属する月も、操業日数に関わらず、一月と見なす。)に比べ20%以上50%未満減少して

いると認められる者

オ 令和2年1月から同年3月までの間に事業承継等をした者である場合において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4月以降の任意の一月の事業収入が、事業承継等のあった日の属する月から3月までの月平均事業収入（事業承継等があった日の属する月も、操業日数に関わらず、一月と見なす。）に比べ20%以上50%未満減少していると認められる者

カ 特定非営利活動法人又は公益法人等に該当し、平成31年1月から令和元年12月までの1か月当たりの月次の収入を確認できない場合において、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が、平成31年1月から令和元年12月までの月平均事業収入に比べ20%以上50%未満減少していると認められる者

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間の各月の事業収入について、前号アからカまでに掲げる事業収入の比較を行った場合において、50%以上減少している月が認められる者

イ 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者

ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

オ 宗教上の組織又は団体

カ 政治団体

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

ク 過去に給付金の給付を受けた者

ケ 過去に国の持続化給付金又は千葉県中小企業再建支援金の給付を受けた者（申請中の者を含む。ただし、千葉県中小企業再建支援金にあつては、本号アに該当しない場合において給付を受けた者は除く。）

コ その他市長が適当でないと認める者

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、1者当たり一律20万円とし、予算の範囲内において給付するものとする。

（給付申請）

第5条 申請者は、千葉市中小企業者事業継続給付金給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収入比較表（様式第2号）

(2) 誓約書・同意書（様式第3号）

(3) 千葉市内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し

(4) 事業規模（資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数）及び業種が確認できる書類の写し

- (5) 給付金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できる物の写し
- (6) 個人の場合は、本人確認証の写し
- (7) 平成31年1月以降に開業した者である場合は、その旨を確認できる書類の写し
- (8) 平成31年1月以降に事業承継等をした者である場合は、その旨を確認できる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(給付及び不給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で給付の適否を決定し、その旨を申請者へ千葉市中小企業者事業継続給付金給付可否決定通知書(様式第4号)により通知するとともに、適正と認められた申請者に対して、給付金を給付するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により、給付金の給付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に対し通知するものとする。

(給付の取消)

第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、給付金を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不適正と認めたとき

2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市中小企業者事業継続給付金給付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った給付金の全部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとし、給付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

2 前項の規定による返還請求は、千葉市中小企業者事業継続給付金返還請求書(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

千葉市中小企業者事業継続給付金給付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

所在地(事業所)	
名称(屋号)	
代表者職・氏名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

標記の給付金を受けたいので、千葉市中小企業者事業継続給付金給付要綱第5条の規定に基づき申請します。

1 申請者の概要

申請者種別	<input type="checkbox"/> 法人		
	<input type="checkbox"/> 個人事業主 生年月日 年 月 日 住 所		
資本金の額 (出資の総額)	円	従業員数 (役員等は除く)	人 (常時使用する従業員)
業種 (いずれか一つを選択)	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業、その他() ※その他の場合は具体的業種を記入してください。		

※個人事業主の場合は、本人確認証に記載の生年月日、住所をあわせて記入してください。

なお、資本金の額の欄への記入は不要です。

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の場合は、上記に準じて記入してください。

2 事業収入の状況 別添資料に記載のとおり

3 申請金額 200,000円

4 給付金振込先口座

振込先	口座名義人(カナ)										
	ゆうちょ銀行	通帳記号					通帳番号				
	その他金融機関	金融機関名	支店名			種別	口座番号				
					普通当座						

※申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。

(次頁へ続く)

5 添付書類

申請にあたり、以下の書類を添付書類として提出いたします。

(1) 法人の場合

No.	提出書類		確認欄
1	事業収入比較表（様式第2号）		<input type="checkbox"/>
2	誓約書・同意書（様式第3号）		<input type="checkbox"/>
3	①千葉市内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し	<確定申告を行っている法人の場合> ア 法人税の確定申告書別表一の控え イ 法人事業概況説明書	<input type="checkbox"/>
	②事業規模（資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数）及び業種が確認できる書類の写し	<特定非営利活動法人等で確定申告を要しない場合> ア 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類 イ 事業報告書や貸借対照表（資本金の類の額や常時使用する従業員数が確認できる書類）等	
4	給付金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が法人名義の場合> ・通帳又はキャッシュカードの写し 等	<input type="checkbox"/>
		<振込先口座が法人名義以外の場合> ア 委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） イ 委任者と受任者それぞれの本人確認証の写し※ ※（2）個人事業主の場合のNo.5を参照 ウ 通帳又はキャッシュカードの写し	

<新規開業者の場合>

5	新規開業者であることが確認できる書類の写し	・法人設立届出書（法人税法）、履歴事項証明書 等	<input type="checkbox"/>
---	-----------------------	--------------------------	--------------------------

<事業承継、法人成等があった場合>

6	事業承継等をしたことが確認できる書類の写し	・法人設立届出書（法人税法）、履歴事項証明書 等	<input type="checkbox"/>
		・事業承継等をした者の令和元年の確定申告書	<input type="checkbox"/>

（次頁へ続く）

(2) 個人事業主の場合

No.	提出書類		確認欄
1	事業収入比較表 (様式第2号)		<input type="checkbox"/>
2	誓約書・同意書 (様式第3号)		<input type="checkbox"/>
3	①千葉県内に本店又は主たる事業所を有していることを証明する書類の写し ②事業規模 (常時使用する従業員の数) 及び業種が確認できる書類の写し	<青色申告の場合> ア 所得税確定申告書第一表の控え (1枚) イ 所得税の青色申告決算書の控え (2枚)	<input type="checkbox"/>
		<白色申告の場合> ア 所得税確定申告書第一表の控え (1枚) イ 所得税の収支内訳書の控え (2枚)	
		<事業収入を給与収入や雑収入で申告している場合> ア 所得税確定申告書第一表の控え (1枚) イ 生業として続けている事業であることを示す書類 (事業収入の根拠となる契約書など)	
		<確定申告をしていない場合> ア 市民税・県民税申告書の控え (両面) イ 市民税県民税申告書の収支内訳書の控え (1枚) ウ 市内で事業を行っていることがわかる書類 (開業届、許認可証、事業所等に係る契約書 等)	
4	給付金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が本人名義の場合> ・通帳及びキャッシュカードの写し 等	<input type="checkbox"/>
		<振込先口座が本人名義以外の場合> ア 委任状 (①委任者 (申請者の名前・住所を記載)、②受任者 (振込先名義人の名前・住所を記載)、③委任の文言) イ 委任者と受任者それぞれの本人確認証の写し (No.5を参照) ウ 通帳又はキャッシュカードの写し 等	
5	本人確認証の写し	・運転免許証 (両面)、個人番号カード (表面)、写真付きの住民基本台帳カード (表面)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (特別永住者のもの) (両面) 等	<input type="checkbox"/>

<新規開業者の場合>

6	新規開業者であることが確認できる書類の写し	・開業届 (所得税法)	<input type="checkbox"/>
		<令和2年1月から3月までの間に開業した者で、事業収入を給与収入や雑収入での申告を予定している場合> ・令和2年1月から3月までの間に発行された生業として続けている事業であることを示す書類 (事業収入の根拠となる契約書 等)	

<事業承継等があった場合>

7	事業承継等をしたことが確認できる書類の写し	・開業届 (所得税法)	<input type="checkbox"/>
		・事業承継等をした者の令和元年の確定申告書	

事業収入比較表
(千葉市中小企業者事業継続給付金)

社内管理資料に記載された金額を下表へそれぞれ転記の上、減少率を算出願います。

月	2019年事業収入 ※1 (A)	2020年事業収入 ※1 (B)	減少額 (A-B)	減少率 ※2 ((A-B)/A×100)	確認欄 ※3
1月	円	円	円	%	
2月	円	円	円	%	
3月	円	円	円	%	
4月	円	円	円	%	
5月	円	円	円	%	
6月	円	円	円	%	
7月	円	円	円	%	
8月	円	円	円	%	
9月	円	円	円	%	
10月	円	円	円	%	
11月	円	円	円	%	
12月	円	円	円	%	
合計	円				

※1 事業収入は、寄附金、補助金、助成金、金利など営業外収益にあたる金額を除いた額を記載願います。
 なお、2019年以降に開業や事業承継等があり、比較対象となる前年同月が存在しない場合については、
 次のとおり記載をお願いします。

ア 2019年中に開業等をされた場合
 ・2019年事業収入 …開業等のあった月から12月までの月平均事業収入の額を各月に記載
 ・2020年事業収入 …各月の事業収入の額をそれぞれ記載

イ 2020年1月から3月の間に開業等をされた場合
 ・2019年事業収入 …開業等のあった月から3月までの月平均事業収入の額を各月に記載
 ・2020年事業収入 …各月の事業収入の額をそれぞれ記載

※2 減少率の小数点以下は切捨してください。

※3 減少率が20%以上50%未満の場合は○を付けてください。

上記の記載内容は、社内管理資料の内容と相違ありません。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 所在地 (事業所)

名称 (屋号)

代表者職・氏名 (自署)

誓約書・同意書
(千葉市中小企業者事業継続給付金)

以下の内容を確認し、いずれかにチェックしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 申請内容に虚偽はありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 本給付金の給付後も、引き続き千葉市内で事業継続の意思があります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 国の持続化給付金、又は事業収入が前年度同月比50%以上減少したことを理由とした千葉県中小企業再建支援金の給付は受けていません。 また、それぞれ現在申請中ではありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 本給付金を今まで一度も受けたことがありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 被雇用者又は社会保険(健康保険)の被扶養者ではありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 暴力団又は暴力団員ではありません。 また、暴力団に関係する団体ではありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 公序良俗に反する事業内容ではありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取り消し及び給付金の返還に応じます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 本給付金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 本市が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。

(全ての項目に「はい」とチェックした場合)

上記の全ての事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本給付金が受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 所在地 (事業所)

名称 (屋号)

代表者職・氏名 (自署)

千葉市中小企業者事業継続給付金給付可否決定通知書

年 月 日

(所在地)

(名称・代表者名)

様

千葉市長

千葉市中小企業者事業継続給付金給付要綱第5条に基づく申請について、審査した結果、以下のとおり決定しましたので、同要綱第6条の規定により通知します。

記

1 給付することを決定します。

(1) 給付決定額 200,000円

(2) 振込予定日 年 月 日

2 給付しないことを決定します。

(1) 理由

(様式第 5 号)

千葉市中小企業者事業継続給付金給付決定取消通知書

年 月 日

(所在地)

(名称・代表者名)

様

千葉市長

年 月 日付け千葉市中小企業者事業継続給付金給付決定について、千葉市中小企業者事業継続給付金給付要綱第 7 条の規定により取り消しましたので、通知します。

記

1 取り消し理由

千葉市中小企業者事業継続給付金返還請求書

年 月 日

(所在地)

(名称・代表者名)

様

千葉市長

千葉市中小企業者事業継続給付金給付要綱第 8 条の規定により、既に給付した千葉市中小企業者事業継続給付金について、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 既給付金額 (給付決定日) 円 (年 月 日)
- 2 返還請求する金額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還請求を行う理由
- 5 返還方法